

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定に更新制を導入するに当たり、新たに指定更新手数料を定めるとともに指定手数料及び指定証再交付手数料を統一するほか、所要の改正を行います。
- 2 この条例は、公布の日及び令和元年10月1日から施行します。